

昭和六十二年一月一日制度改正

被保険者資格証明書で受診

国民健康保険税滞納世帯の方

保険証を返してもらう

災害その他の政令で定める特別の事情がないのに、保険税を滞納している世帯からは、保険証を返してもらうことになりました。

資格証明書で受診

保険証を返してもらう場合は、その代りに被保険者資格証明書をお渡しします。

おとしりなどの場合

世帯内に、七十歳（寝たきりの場合は六十五歳）以上の老人保健で診療をうけているおとしりや原爆被爆者その他の厚生省令で定める医療について診療をうけている人がいる場合は、それらの方には、別の保険証をお渡ししますから、被保険者資格証明書とは関係なく、これによって診療を受けて下さい。

医療費はあとで払い戻す

被保険者資格証明書が交付されている場合は、診療費は一応自費で支払い、あとで国保から支払った代金の七割相当の払い戻しをうけることになります。

保険証の交付

滞納している保険税が完納さ

福祉

児童手当

児童手当の支給対象範囲が拡大されます。

二人目のお子さんが満四歳未満に。

昭和六十一年六月から二人目の子どもから児童手当が支給（二人目が五十九年六月二日以降生まれの者）になっていますが、今年四月から、この対象範囲が拡大されて、二人目の子どもが昭和五十八年四月二日以降の生

国保の給付の支払いの全部または一部を差しとめられます。

なお、当町でのこの制度の実施については、後で又、お知らせいたします。

保険税は必ず納めましょう

保険税を納めるのは被保険者の義務です。

保険税を納めていたかないと、国民健康保険の制度は崩壊してしまいます。

必ず納期限内に納めましょう。

保険税滞納世帯の方について一月一日に次のような制度改正がありました。

※現在児童手当受給中の方で、前記要件に該当する方は、額改定請求の手続きをしてください。（増額になります。）

補装具の交付と修理

身体障害者に対して、職業、その他の日常生活の能率向上を図るため、補装具の交付と修理を行います。

補装具の種類

視覚障害者用 盲人安全つえ、

義眼、眼鏡、点字器
聴覚障害者用 補聴器
音声、言語機能障害者用 人口
喉頭

肢体不自由者用 義手、義足、
装具、車いす、電動車いす、歩
行車、収尿器、歩行補助つえ、
頭部保護帽
内部障害者用 ストマ用装具

重度障害者日常生活用具給付及び貸与

重度の身体障害者に対し、日常生活を容易にするため、浴そうや便器等日常生活用具の給付や貸与を行います。

給付や貸与される用具の種目及び性能については、障害の程度や部位によって制限がありますので、役場住民福祉課福祉係におたずねください。

※用具等の交付を受けるためには、身体障害者手帳の交付を受けていることが必要です。

又、世帯の収入により若干の個人負担があります。

このほか、社会福祉協議会でも、ベットの、エアーマット、車いすの無償貸付けを行っています。こちらのの方の貸付けは、身体障害者手帳を持っていないくても受けられますから、お気軽にご利用下さい。

詳しくは、社会福祉協議会(株)
545101 ☎ ④1358 へ